

自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲のあり方に関する検討会
に対する佐賀県意見について

平成25年12月16日
佐賀県交通政策部
身近な移動手段検討チーム
プロジェクトマネージャー 高塚明

平成25年11月28日に開催された第2回検討会を踏まえて、佐賀県としての意見を下記により提出します。

なお、本意見の提出については、佐賀県知事のご了解を得ております。

記

[提案①]

自家用有償旅客運送の登録・監査等の事務・権限については自治事務とすること

※（提案理由）

地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）では、地方公共団体が担う事務については、メルクマールに該当する法定受託事務を除き、自治事務とされている。

[提案②]

市町村（又は都道府県）へ事務権限移譲する場合の運営協議会は市町村長（又は都道府県知事）の附属機関と位置付けること。

※（提案理由）

例えば市町村に権限移譲した場合、運営協議会の主宰者と登録権者が同一となることから、位置関係を明確にする必要があると考える。

[提案③]

市町村（又は都道府県）へ事務権限移譲する場合、登録の有効期間を延長すること

- ・通常（初年度等） 2年⇒3年
- ・事故等起こしていない場合 3年⇒5年

※（提案理由）

事務権限移譲を受けた自治体にのみ適用（インセンティブ）することで、移譲を促進させたい。

以上です。